

認知症施策推進計画について

1 認知症に関する国や県の動向等について

(1) 認知症施策推進大綱

国は、令和元年 6 月 18 日に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の後継となる「認知症施策推進大綱」を策定した。

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することを基本的な考え方としている。

※「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

(2) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「法」という。）が令和 5 年 6 月 16 日公布、令和 6 年 1 月 1 日施行された。

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会である共生社会の実現の推進を目的としている。

（参考資料 1）

(3) 認知症施策推進基本計画

法第 4 条及び第 5 条において、国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施責務を有するとされている。政府は認知症基本計画を策定、都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画、市町村計画を策定するよう努めなければならない。（参考資料 2）

(4) あいちオレンジタウン推進計画

愛知県は、法第 12 条第 1 項及び愛知県認知症施策推進条例第 9 条第 1 項に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的方針等を定めている。（参考資料 3）

2 小牧市における認知症施策推進計画について

小牧市では、現在、認知症施策について小牧市地域包括ケア推進計画の中で示している。市町村計画の方向については、国及び愛知県において計画が策定されましたので、その計画内容を踏まえ、策定を進めていきたい。（参考資料 4）

(2) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和5年法律第65号
令和5年6月14日成立、
同月16日公布
令和6年1月1日施行

1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2. 基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3. 国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4. 認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

1

5. 基本的施策

- ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
 - ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】
・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
 - ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
 - ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
 - ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
 - ⑥【相談体制の整備等】
・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
 - ⑦【研究等の推進等】
・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等
 - ⑧【認知症の予防等】
・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：令和6年1月1日施行、施行後5年を目途とした検討

(3) 認知症施策推進基本計画

認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- ・基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - ・認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
 ※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- ・施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- ・次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- ・評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

Ⅴ 推進体制等

- ・地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- ・地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ・①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

基本的施策（抄）

- 1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等**
 - ・学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
 - ・認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）
- 2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進**
 - ・認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
 - ・事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定
- 3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等**
 - ・認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
 - ・認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
 - ・多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等
- 4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護**
 - ・認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定）
 - ・認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供
- 5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等**
 - ・専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
 - ・保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
 - ・人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修の在り方の見直し）
- 6. 相談体制の整備等**
 - ・認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
 - ・認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）
- 7. 研究等の推進等**
 - ・予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
 - ・社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）
- 8. 認知症の予防等**
 - ・科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
 - ・地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）
- 9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施**
 - ・若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究
- 10. 多様な主体の連携**
 - ・かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進
- 11. 地方公共団体に対する支援**
 - ・地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援
- 12. 国際協力**
 - ・外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

(4) あいちオレンジタウン推進計画

【「あいちオレンジタウン推進計画」について】

位置付け

法第12条第1項及び条例第9条第1項に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的方針等を定める計画

名 称

あいちオレンジタウン推進計画

・あいちオレンジタウン構想の理念を継承し、さらに取組を推進していくことを表しています。

基本理念

地域で暮らし、学び、働く人々が、「認知症に理解の深いまちづくり」に「じぶんごと」として取り組む社会の実現

- ・ 認知症は、誰もが関わる可能性がある身近な病気です。
- ・ 県民の一人ひとりが、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、認知症の人を含めた誰もが相互に尊重しつつ支え合いながら共に暮らす地域づくりに「じぶんごと」として取り組んでいくことが大切です。

スローガン

認知症じぶんごと ONEアクション

- ・ 「ひとりひとりが自分にできることを考え、はじめの一步を踏み出しましょう」と呼びかけています。

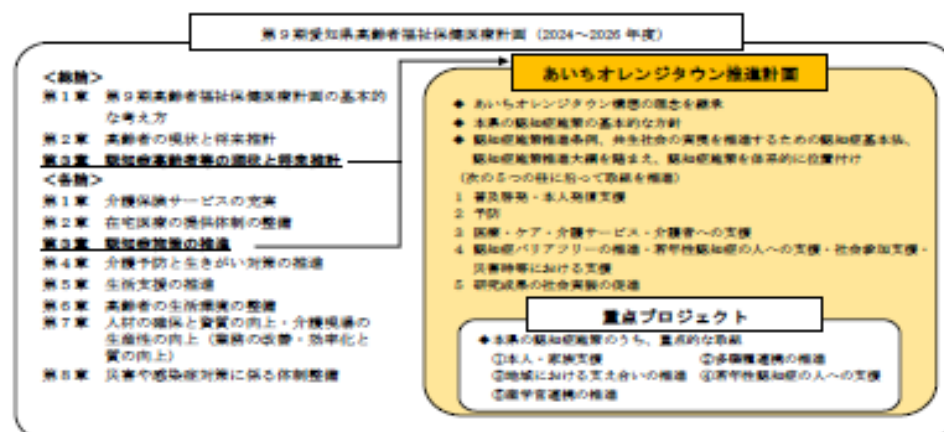
構 成

国の大綱を踏まえ、認知症施策を体系的に位置付けるとともに、あいちオレンジタウン構想の2期にわたるアクションプランの取組・成果や、新たな課題等を踏まえた重点的な取組を「重点プロジェクト」として位置付けます。

推進体制

認知症の人、家族、有識者等を構成員とする「愛知県認知症施策推進会議」において進捗管理を行っています。

◇ 計画の関係(イメージ図) ◇



◇ 認知症施策の推進の体系 ◇

施策の推進に当たっては、全ての認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族の意見を踏まえて進めることを基本として、国の大綱の5つの柱を踏まえ、次のとおり進めます。

認知症施策 の推進	1. 普及啓発・本人発信支援
	▶ 認知症に対する理解の促進 ▶ 認知症に関する相談先の周知 ▶ 認知症の人本人からの発信支援
	2. 予防
	▶ 介護予防の取組の推進
	3. 医療、ケア、介護サービス、介護者への支援
	▶ 早期発見・早期対応、医療体制の整備 ▶ 医療従事者等の認知症対応力向上 ▶ 介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上 ▶ 介護手法の普及等 ▶ 認知症の人の介護者の負担軽減
	4. 認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援、社会参加支援、災害時等における支援
	▶ 認知症バリアフリーの推進 ▶ 若年性認知症の人への支援 ▶ 社会参加支援 ▶ 災害時等における支援
	5. 研究成果の社会実装の促進
	▶ 産学官連携による共同研究及び研究成果の社会実装の促進

このうち、あいちオレンジタウン構想の2期にわたるアクションプランの取組・成果や、新たな課題等を踏まえた重点的な取組を「重点プロジェクト」として位置付けます。

5つの重点プロジェクト

- | | |
|-------------------|-----------------|
| I 本人・家族支援 | II 多職種連携の推進 |
| III 地域における支え合いの推進 | IV 若年性認知症の人への支援 |
| V 産学官連携の推進 | |

・本章において、「★」が付いている取組は「重点プロジェクト」を示しています（本文の一部の取組の場合も含む）。

2 小牧市における認知症施策推進計画について

2 小牧市地域包括ケア推進計画

老人福祉計画・介護保険事業計画 体系図

